

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料1-2

番号	項目	審査会(令和元年8月20日)での意見	意見に対する事業者見解
1	事業計画	斎場やごみ処理施設の集約について、どのような集約を考えているのか。配慮書p2-1の最初にそのようなことを具体的に記載していただくと、よりわかりやすいので、方法書以降に記載いただきたい。	こもれび苑、木之本斎苑、余呉斎苑、西浅井斎苑の4施設を集約した新斎場を整備します。 また、現在の焼却施設であるクリスタルプラザ、し尿処理施設である第1プラント、粗大ごみの破碎施設であるクリーンプラント、休止中の伊香クリーンプラザを集約した新一般廃棄物処理施設を整備する計画です。 なお、方法書以降では、施設集約について具体的な名称を示しながら記載します。
2	事業計画	焼却施設の規模は約150トン/日とのことだが、今後どの程度変動し得るのか。	施設規模は、現在見直し中の一般廃棄物処理基本計画を元に検討しますが、人口減少等を踏まえると増えることはないと思込んでいます。
3	事業計画	災害廃棄物の処理余力として10%上乗せされているが、これは一般的なものか。	災害廃棄物の処理余力は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」や他市の整備計画における災害廃棄物の処理余力の設定数値を参考に処理規模の10%と設定しました。
4	事業計画	施設規模について、クリスタルプラザの処理能力が168トン/日、クリーンプラントの粗大ごみの処理能力が40トン/5時間となっているが、これを集約して約150トン/日になるのか。	施設規模の約150トン/日は焼却施設としての能力です。クリーンプラントの後継施設は、リサイクル施設として同一敷地内で合わせて別途整備する計画です。
5	事業計画	新施設の規模感としては、既存の焼却施設のクリスタルプラザと大きく変わるものなのか。	施設の規模感は、今後検討しますが、処理能力等から考えると、現状の施設と差異はないと考えています。
6	事業計画	現在の炉の焼却方式はストーカ式であるが、流動床式にすることもあり得るのか。また、創エネルギーということで、廃棄物焼却時のエネルギー利用、発電等が検討されているのか。	焼却方式は施設整備基本計画において今後検討していきます。廃棄物処理施設の創エネルギー化としては、ごみ発電が有力な候補と考えています。
7	事業計画	事業計画や建物の形状等は方法書の段階で確定するのか。	新施設整備は、設計施工一括発注を予定しており環境影響評価の段階で建物等の詳細は決まりませんが、環境影響評価に必要な条件としての概ねの建物の形状等は、準備書段階で想定していく方針です。

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料1-2

番号	項目	審査会(令和元年8月20日)での意見	意見に対する事業者見解
8	事業計画	排ガスの諸元は確定するのか。	排ガスの公害防止基準については、施設整備基本計画において検討します。排ガス量に関しては、来年に実施する施設基本設計において、上限の数字を想定する予定です。
9	事業計画	複数案の結論が曖昧であり、まだ決めていないということか。	複数案の結論は決めていません。
10	事業計画	煙突高さの候補として80mを設定した理由に、長浜市内における民間工場施設の煙突高さをあげているが、今回計画しているごみ焼却施設と民間工場の排ガス量および排出濃度の違いについて説明いただきたい。	複数案設定において、80m案を設定する際に特に考慮した事項は、配慮書p.4-2に示す「類似施設での採用事例のうち、59mを超える高さを設定している事例の中で設定事例が多い高さ」です。環境省データベースを参考に、同規模程度の焼却施設における煙突高さを調査したところ、一番多かったのが59mで、次いで80mとなっていました。加えて、市内における既存施設以外の「排ガスを拡散させる機能を有した構造物」として、どの程度の高さのものがあるかという観点から調べたところ、おおよそ80mとなっていました。これらより、煙突高さの複数案の1つとして、80m案を設定したものです。なお、今後の方法書の作成においては、「類似施設での採用事例の高さ」を重視して80m案を設定したことが読み取りやすいように、説明記載を修正します。
11	その他	事業実施想定区域と山の間スペースに斎場を作るとのことだが、現状どのような状況なのか。	新斎場は造成工事がほぼ完了し、従来の田面から3mほどかさ上げされています。建屋は来年1月頃から約1年で建設する予定です。なお、別途、新斎場整備に関する生活環境影響調査を実施済みであり、その結果は地元説明会およびセンターHPで公表しています。
12	その他	斎場を作る部分は1.8ヘクタールということでスペースより大きいように思うが、山を削ることになるのか。	新斎場の面積の1.8ヘクタールは、新斎場への進入路を含んだ面積です。新斎場造成工事は、田圃に盛土するものであり、山を削ることはありません。
13	地域概況	配慮書の第3章は現状について記載するところである。配慮書p3-44は約1年前の状況で、この後に土砂で土地がかさ上げされ、すでに異なった状況にあると思われる。現況はこれとは異なるということを明記しておくべき。	ご指摘を踏まえ、方法書以降で修正を行います。

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料1-2

番号	項目	審査会(令和元年8月20日)での意見	意見に対する事業者見解
14	大気質	大気の予測では、排ガス量は類似施設の情報をもとにしたことだが、ごみ質がかなり違ってくと思われる。ごみ質の違いによる影響についてはどのように考えているか。	配慮書における予測に当たっての排ガス条件は、ご指摘のとおりごみ質の違いを考慮した設定ではありません。準備書段階で実施する大気の詳細な予測に当たっては、今後設定する排ガスの公害防止基準値、および排ガス量についてはごみ質を考慮した上でプラントメーカーのヒアリングも行い、過小評価にならないよう適切に排ガス条件を設定します。
15	大気質	排ガス量の条件設定で参考としている施設台帳は少し古いため、できれば新しい知見を考慮すべきではないか。	
16	大気質	風は、琵琶湖の近くでは夜は琵琶湖側に吹き、昼は琵琶湖から陸側に向かって吹くといった変動がある。平均化するとこういう変動が見えなくなってしまうため、これらも考慮して調査を進めていただきたい。	今後実施する気象観測等に当たっては、年間・時刻変動の観測にも留意して調査を行います。
17	大気質	地形の起伏を考慮した詳細な予測、短期濃度の予測は、今後の準備書段階で実施することだが、風速の鉛直分布をどう取り扱う予定か。東側の山の高さが事業実施想定区域より50～60mくらい高く、検討された煙突の高さに近いため、排出口がこれより上になるか下になるかで、特に東西方向の風の環境が変わると思われる。	ご指摘のように地上からの高度の違いで風向や風速の変化が生じる可能性があります。方法書以降では、上空の風向・風速についても連続観測する方法等を検討します。
18	大気質・植物	大気への排出物質の拡散の検討に当たり、地形の影響は考慮していないことだが、煙突と同等程度の高さの山が東側にあることを考えると、森林の樹冠への沈着や地形の影響により生じる風の流れもあると思われるため、計算結果と実際の状況は異なると思われる。この点については、どのように考えているのか。	配慮書段階では、設定した複数案による影響の差異を明らかにすることに着眼して、概略の影響の予測を行いました。方法書以降の段階では、地形の影響を考慮した詳細な調査・予測方法を検討していく方針です。

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料1-2

番号	項目	審査会(令和元年8月20日)での意見	意見に対する事業者見解
19	大気質 ・植物	森林への物質の沈着について、雨が降った時のウェットな沈着があると思うが、そのあたりは考慮できるものなのか。	雨天時の煙突排ガスによる森林・植物への沈着の影響等については、知見が乏しいところがあると思われるが、今後の詳細な排ガス予測結果も踏まえたうえで、必要に応じ知見の収集等を行っていきます。
20	水質	工事に伴う濁水について考慮しないのか。	工事に伴う濁水については、事業実施想定区域が従来から人為的な耕作地であり、濁水が流出しにくい樹林地を削るような行為は行わないため、濁水による重大な影響が生じる可能性は低いと考え、配慮書における計画段階配慮事項としては選定しませんでした。 なお、方法書以降では、環境影響評価項目として選定することを検討します。
21	地下水	これまで耕作地だったということだが、配慮書p3-33に記載されているように、近くでテトラクロロエチレンが検出されているデータもあるため、今後の調査項目検討において留意いただきたい。	方法書作成において、必要に応じ地下水調査の実施を検討していきます。
22	動物・植物	事業実施想定区域の周辺は田が広がっており、配慮書p3-55に記載されているように、スナヤツメやニゴロブナ、イチモンジタナゴ等の希少生物が水路にいるような地域である。それらの生物への影響も考えるため、方法書以降では調査の実施をお願いしたい。	方法書作成における動物の調査計画の検討において参考とさせていただきます。
23	動物・植物	付近にコウノトリの人工巣塔がある。この付近はコウノトリの幼鳥が来るため、地元の方の協力のもと今年1月に人工巣塔が建てられたようだが、本事業について、地元の理解は得られているのか。地元の方が大切にされているコウノトリへの影響についても考慮していただきたい。	コウノトリの人工巣塔を建てた方は地元の木尾町の方であり、設置場所も木尾町です。地元の方からコウノトリの話も聞いており、施設建設について理解は得られていると考えています。 コウノトリの調査、影響評価については、方法書以降において検討していきます。なお、人工巣塔の設置に御協力いただいたコウノトリの保護繁殖に努めている豊岡市の団体の方にも施設建設については話をしており、その中では新施設とコウノトリの共存は十分に可能である旨を聞いています。

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料1-2

番号	項目	審査会(令和元年8月20日)での意見	意見に対する事業者見解
24	景観	<p>配慮書p3-179 に長浜市景観まちづくり計画がまとめられており、表中に景観形成重点区域について多く記載されているが、長浜市は市域全域が景観計画区域であり、重点区域ではなくとも計画があり、事業実施想定区域についても景観ゾーニングの中で自然景観ゾーンになっている。山なみ景観ゾーンまたは田園・里山景観ゾーンに該当すると思うが、現状分析や課題等も書かれていると思われるため、その点についても言及したほうがよい。重点区域ではないため特に規制等はないが、自然景観ゾーンに書かれていることを参照すると、「伊吹の山並みは、市民が身近に見渡すことのできる景観である」ということなどが明文化されているため、そのような地域であるということを引きちゃんと記載していただきたい。</p>	<p>①方法書以降の図書において、長浜市景観まちづくり計画との関係に係る記載を検討します。</p>
25	景観	<p>フォトモンタージュが作成された2地点は、この地域において観光上重要な地点であり妥当だと思うが、これらの位置は3km以上離れており、煙突等が小さく見える程度場所になっている。景観計画に照らして考えると、この地域の景観の魅力は、どこにでもあるけども原風景がしっかり残っている部分と解釈することが妥当と思われるため、建屋のボリューム感をしっかり評価することにも留意し、3km以内に位置する身近な眺望点についても検討していただきたい。観光客からの見え方、周辺の集落からの見え方といったように、もう少し近接した1~2点程度において、煙突や建屋がどう見えるか評価することが必要と考える。</p>	<p>方法書以降では、景観に係る今後の調査地点検討等において、ご指摘の観点到留意して検討を行います。</p>
26	景観	<p>フォトモンタージュは、煙突の垂直角だけで評価されているが、建屋のボリュームもかなり大きいと思われる。今後、眺望点を検討される際に留意していただきつつ、色彩等についても検討いただきたい。</p>	
27	景観	<p>配慮書p3-131 に国道365号沿道景観形成重点区域について記載されており、眺望景観に配慮するなどの記述もあることから、国道365号からの見え方も検討したほうがよい。</p>	<p>方法書以降では、景観に係る今後の調査地点検討等において、ご指摘の観点到留意して検討を行います。</p>

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料1-2

番号	項目	審査会(令和元年8月20日)での意見	意見に対する事業者見解
28	景観	景観の観点から、白煙防止対策についても今後の方法書以降で検討いただきたい。	白煙防止対策については、その必要性も含め、今後の計画策定において検討を行います。
29	文化財 ・ 伝承文化	山や里山、田を含めた生活圏に施設が建設されるため、当該地域だけの調査でなく、背後の山の利用等も含め、方法書段階ではもう少し大きな範囲を対象に、文化財や伝承文化の聞き取り調査等を実施していただきたい。	方法書以降では、ご指摘を踏まえ聞き取り調査等を実施します。
30	文化財	配慮書p3-76について、小谷城跡として3点が記載されているが、これだけではないと思われる。方法書以降ではしっかりとポイントを地図上に落とし込み、明示するべきである。	配慮書においては、出典とした長浜市の指定文化財地図等の表現を図示したものです。 方法書以降では、ご指摘を踏まえ可能な限り情報収集および詳細な情報表示を検討します。
31	廃棄物	燃え殻およびばいじんの発生量は、方法書以降で予測・評価するのか。	現在見直し中の一般廃棄物処理基本計画等を踏まえ、方法書以降で検討します。

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
長浜市長意見およびそれに対する事業者の見解

資料1-3

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業者見解
1	事業計画	事業実施想定区域の周辺では、環境にこだわった農業が行われており、周辺の水及び大気環境への影響を最小限のものとするよう計画すること。	新施設から出る雨水以外の処理水等は、施設内利用または下水道放流する計画で水質汚染等の影響はありません。また、工事中の濁水等を防止するため、沈砂池等を設置し下流への影響を低減します。 大気質の影響については、最新の排ガス処理設備の導入を検討するとともに、焼却炉の適切な焼却管理を行うことにより環境保全目標値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減します。
2	事業計画	ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用するよう計画すること。	発電等による熱エネルギーの有効活用する計画を策定します。
3	調査・予測・評価	事業実施想定区域は、山で囲まれた場所であることを考慮して調査、予測および評価を行うこと。 また、事業実施想定区域内で別の施設も建設予定であることから、複合的な施設として、環境に対する影響を調査、予測および評価すること。	方法書以降では、事業実施想定区域周辺の地形も考慮した適切な調査、予測および評価を行います。 また、焼却施設と合わせて整備されるリサイクル施設、汚泥再生処理センターからの複合的な影響についても考慮し、適切に調査、予測および評価を行います。

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料1-4

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	事業計画	<p>湖北広域行政事務センターおよび市は、区域内で発生したすべての一般廃棄物について統括的な責任があることから、以下の点を踏まえ、ごみ処理に支障をきたすことが無いよう、必要十分な処理体制と処理能力を確保したうえで、家庭系と事業系一般廃棄物を適正に処理する事業計画とされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出量抑制や再資源化の推進による処理量の削減を見込むこと。 ・現行の一般廃棄物処理基本計画で課題とされている、災害廃棄物や適正処理困難物、受入れ対象外物の処理体制や処理ルートの確立について十分検討すること。 	<p>センターでは、今年度(令和元年度)に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分までの適正処理について必要な事項を定めます。新一般廃棄物処理施設は、計画に基づき適正に処理する事業計画とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生・排出抑制や再資源化促進の施策を踏まえた適正な処理量を設定します。 ・一般廃棄物処理基本計画において、災害廃棄物対策の推進を図り、処理困難物等の処理・処分ルートの確立等に努めます。
2	事業計画(水質)	<p>排水計画について、「施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流を行わない」とされているが、具体的にどのように処理する計画か。また、施設内で処理する以外に具体的にどのような方法により対応するのか。</p>	<p>排水計画は今後策定する一般廃棄物処理施設整備基本計画において具体的に検討していきますが、現在のところ、雨水以外の排水は施設内で処理する、または下水道放流することを考えています。</p>
3	事業計画	<p>効率の高いごみ発電や熱利用の導入、地域の防災拠点となり得る施設整備について検討してください。</p>	<p>一般廃棄物処理施設整備基本計画において、発電等による熱エネルギーの有効活用を検討します。 また、地域の防災拠点機能についても、今後検討していきます。</p>
4	事業計画(生態系、景観)	<p>県では、「自然との共生」を県政推進の基本理念の1つとして新しい県土づくりを進めています。事業の実施に当たっては、できるだけ多くの緑地を設けるなど緑化や景観面など自然環境の保全に十分配慮願います。 また、新たに導入する樹木等は、郷土樹種を主体とするとともに、野鳥の食餌樹木も植栽することについて検討するよう努めてください。</p>	<p>自然環境の保全に配慮した緑地の確保や植栽樹種については、ご意見に留意して検討していきます。</p>

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料1-4

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
5	事業計画	<p>事業計画の検討を進めるに当たっては、設定した複数案に対する大気・景観などの評価の観点を中心に尊重して、事業計画を検討してください。</p> <p>また、同一敷地にリサイクル施設および汚泥再生処理センターが、隣接敷地に斎場が設置されることを踏まえた環境への配慮について可能な限り検討してください。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、配慮書において設定した複数案に対する大気・景観に係る評価結果を考慮するとともに、今後の環境影響評価の結果等も踏まえ、可能な限り環境に配慮した事業計画とするよう検討していきます。</p> <p>また、今後の環境影響評価においては、同一敷地内で焼却施設と合わせて整備されるリサイクル施設、汚泥再生処理センター、並びに隣接敷地に整備される斎場からの複合的な影響についても考慮し、適切に調査、予測および評価を行います。</p>
6	予測・評価	<p>事業実施想定区域付近には田川および、姉川とその支流高時川や草野川が流れており、事業実施にあたっては、実施想定区域周辺のみでなく、その上・下流域を含めた漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、汚濁水等を流出させないよう万全の措置を講じてください(滋賀県漁業調整規則第34条)。</p> <p>なお、田川では、やな漁業や追いさで網漁業が許可されていること、姉川では、やな漁業や四手網漁業が許可されていること、草野川、高時川中・上流、姉川上流では、第五種共同漁業権に基づく内水面漁業が免許されていること、姉川や高時川の下流では第二種共同漁業権に基づくやな四手網漁業が免許されていること、田川や姉川が流入する付近の琵琶湖では、第二種共同漁業権に基づく小型定置網漁業が免許されているほか、刺網漁業、あゆ沖すくい網漁業等様々な漁業が営まれていることから、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。</p>	<p>今後作成する方法書においては、水質(水の濁り)を環境影響評価項目として選定し、降雨時の濁水等による雨水放流先河川の水質へ与える影響を調査、予測および評価する方針です。その結果を踏まえ、沈砂池の設置等の適切な濁水対策を検討し、河川に生息する水生生物や魚類等への影響低減に努めていきます。</p> <p>なお、新施設から出る雨水以外の処理水等は、施設内利用または下水道放流する計画のため、水質汚染等の影響はありません。</p>
7	予測・評価	<p>国道8号と交差する付近から下流の高時川、および草野川の合流点から下流の姉川には、水産資源保護法に基づくアユの産卵保護水面が設定されていることから、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。</p>	

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料1-4

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
8	その他	現地確認のために魚類等水産動物を採捕するにあたっては、滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可が必要となる場合があるので、事前に農政水産部水産課に相談願います。	今後実施する河川内での現地調査にあたっては、農政水産部水産課に相談を行い、必要に応じ滋賀県漁業調整規則に基づく特別採捕許可申請を行います。
	参考	滋賀県が公表している「地先の安全度マップ」で浸水リスクを把握のうえ、浸水被害に十分留意した事業計画としてください。	ご意見を踏まえ、浸水被害には十分留意した事業計画とするよう検討します。
	参考	配慮書P31、図3. 2-13「調査区域の水質調査地点位置図」中に示されている「環境基準点」の定義について明確に整理しておいてください。 (滋賀県では、「公共水域・地下水水質測定計画」において、姉川は美浜橋を、田川は河口部上流300m地点を環境基準点としており、この環境基準点の定義が不明です。)	「環境基準の指定のある河川における調査地点」を「環境基準点」と誤記しており、ご指摘のとおり、「公共水域・地下水水質測定計画」において定義されている「環境基準点」ではありません。 今後の方法書において、凡例中の「環境基準点」の表示を削除し、図中の記号も「水質調査地点」の記号に訂正します。